明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

| | |
|---|---|
| 熊本県のうち<br>上益城郡のうち山都町 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 |
| 熊本県のうち<br>球磨郡のうち多良木町 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 |
| 熊本県のうち<br>球磨郡のうち多良木町 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 |
| 熊本県のうち<br>天草郡のうち苓北町 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 |
| 熊本県のうち<br>天草郡のうち苓北町 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 |

に、

| |
|---|
| 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量八・三キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十二キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十二キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 |

を

| | |
|---|---|
| 大分県のうち<br>大分市 | 同時に給油することができる自動車の数が二以上 |
| 大分県のうち<br>大分市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 |
| 大分県のうち<br>別府市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 |
| 大分県のうち<br>別府市 | 同時に給油することができる自動車の数が十二以上 |

に、

| |
|---|
| 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十七キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が三キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が九・六キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が七キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が三キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が七キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

を

に、